

平成24年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

1. 調達改善の取組内容

(1) 重点的に取組む分野

- ・ 執務室の新設等に係る調達
新たな課室等の設置に伴い必要となった執務室の移転（390万円削減）及び什器等の調達（77万円削減）を、調達時期、仕様の内容、必要数量等について十分に精査した上で、一般競争入札により行った。
- ・ 新規情報関連システムの調達
環境省ネットワークシステムの更改にあたり、一般競争入札により、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を行った。（前回の更新時より約785百万円削減）

(2) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

- ・ 事務用消耗品等の購入
平成23年度は189品目だった対象品目を、平成24年度は9品目追加して、198品目とした。追加した9品目については、単価契約締結前に比べ、平均34%程度の縮減で調達できることとなった。
- ・ 新聞、雑誌、定期刊行物等の購入の見直し
必要部数の見直しを行い、平成23年度比部数で33.0%の削減を行った。
- ・ 役務
平成23年度に引き続き配送業務、クリッピング業務（約200万円削減）の共同調達を行うほか、クリーニング業務（単価：平均34%程度縮減）を新たに追加した。
- ・ 競り下げの試行
内閣府との共同調達により、運営会社と競り下げ業務委託契約を締結し、物品・役務の調達手続きを進めた。

(3) 繰り返し一者応札となっている契約及び競争性のない随意契約の見直し

競争性のない随意契約としようとする場合は、全て契約委員会において真にやむを得ないものであるか等について審査し、適切性の確保に努めた。

(4) その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組

出張旅費の効率化のため、国内出張におけるパック商品やチケットの手配等に係る業務について企画競争方式により発注し、パック商品が販売されている場合は原則利用することにより経費の削減を図った。また、人事評価への反映や身近なコストに関する職員への周知により、身近な行政コストの削減の努力を行った。

2. 調達の推進体制等

- (1) 実務担当者を中心とする調達改善推進チームを設置し、調達に係る改善方策等について検討を行った。
- (2) 外部有識者からの意見聴取のため、平成24年6月19日に入札監視委員会を開催し、平成23年度における工事等の契約について審査を受けた。また、同年6月29日に物品・役務等に係る契約監視等委員会を開催し、公益法人向け支出について審査を受けた他、同年10月29日には平成23年度における物品・役務等に係る契約全般を対象とした審査を受けた。

平成24年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成24年4月1日～平成25年3月31日)

平成25年5月31日
環境省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
			目標の達成状況		
執務室の新設等に係る調達 組織改編に伴う執務室の改装や物品の調達等において、仕様の内容、必要数量等について十分に精査し、発注を行う。	新たな課室等の設置や政務三役の増員に伴い必要となった執務室の移転及び什器等の調達を、調達時期、仕様の内容、必要数量等について十分に精査した上で、一般競争入札により行った。	移転役務の調達については、75.2%の落札率で調達することができた。(2件、予定価格1,577万円、契約額1,187万円)また、什器の調達については、予定価格の作成に当たって、複数者からの見積りを取り寄せ、市場価格を徹底調査したところであるが、一般競争入札を実施することにより、98.7%の落札率で調達することができた。(7件、予定価格6,157万円、契約額6,080万円)	○	-	今後とも、購入時期の定まっている什器等の購入については、必要数量を十分に精査するとともに、十分な期間を確保して一般競争入札に付すこととする。
新規情報関連システムの調達 新たに情報関連システムの開発を行う場合は、外部有識者(CIO補佐官)に意見を求め、開発業者以外でも運用業務が行えるよう発注の見直しを行う。	環境省ネットワークシステムの更改に係る情報関連システム案件について、一般競争入札により、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を行った。 また、情報関連システムの開発等を行う契約約102件についてCIO補佐官の意見を求め、開発業者以外でも運用業務が行えるよう、仕様書等を作成して調達を行った。	「環境省ネットワークシステム」の更改に係る調達については、市場化テストによる国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の調達を実施する等により、前回(平成19年度)の調達と契約金額を比較したところ、約785百万円(約30%)の削減が図られた。 情報関連システムの開発に当たっては、CIO補佐官の意見を参考に、システム開発に際して、運用手順書の作成を義務づけなどにより、次年度以降の運用業務等の調達において、競争性を確保することができることとなった。	○	情報システム案件については、システム開発と運用業務の一体型の調達の有効性について、今後とも検討していくこととする。	引き続き実施する。
事務用消耗品等の購入 共同調達の実施及び対象品目の拡大を図る。	平成23年度は189品目だった対象品目を、平成24年度は9品目追加して、198品目とした。	追加した9品目については、単価契約締結前に比べ、平均34%程度の縮減で調達できることとなった。 また、在庫の縮少と調達事務の効率化を図ることができた。	○	-	引き続き実施するとともに、更に共同調達が可能な品目について検討する。
新聞、雑誌、定期刊行物等の購入の見直し 新聞、雑誌、定期刊行物等の購入を見直し、調達数量の削減を図る。	本省において購読している新聞、雑誌、定期刊行物等について必要部数の見直しを行った。 平成23年度比部数で33.0%の削減を行った。	本省においては、平成23年度比30.8%(1,257万円)の経費削減となった。	○	-	引き続き調達数量の適正化の取組を進める。
役務 共同調達の実施及び対象業務の拡大を図る。	平成23年度に引き続き配送業務、クリッピング業務の共同調達を行うほか、クリーニング業務を新たに追加した。	追加したクリーニング業務については、平成23年度と比べ、単価で平均34%程度の縮減となった。 また、クリッピング業務については、対象媒体、配布部数及び記事内容等を見直すことにより、平成23年度比約200万円の削減が図られた。	○	-	引き続き実施するとともに、更に共同調達が可能な業務について検討する。
競り下げの試行 少額随意契約以外のものも含め、30件程度の競り下げの試行を実施する。	内閣府との共同調達により、運営会社と競り下げ業務委託契約を締結し、物品・役務の調達手続きを進めた。 競り下げの調達情報を運営会社のホームページに掲載し、競り下げの試行を実施した。	24年度中に10件の試行を行った結果、予定価格と比し、平均で64.3%程度の価格での調達となっている。	○	少額の調達等においては、手数料の加算もあって大きな効果が見込めないことから、十分な効果が期待できる調達を精査した上で行う必要がある。	十分な効果が期待できる調達については、引き続き選択肢の一つとして検討することとする。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
			目標の達成状況		
<p>繰り返し一者応札となっている契約及び競争性のない随意契約の見直し</p> <p>競争性のない契約とすることが真にやむを得ないものであるかを審査する等により、件数及び金額を平成23年度以下に縮減する。</p> <p>また、競争性のある契約方式としているものの、繰り返し一者応札となっている契約については、複数事業者の参入による実質的な競争性を確保するため、以下の調達改善の取組を行うこととする。</p>	<p>競争性のない随意契約としようとする場合は、全て契約委員会において真にやむを得ないものであるか等について審査し、適切性の確保に努めた。</p>	<p>競争性のない随意契約については、個別に見直しを進め、24件(707百万円)について、一般競争入札方式又は総合評価落札方式へ変更した。</p>	○	<p>競争性のない随意契約については、継続案件については、前年から件数、金額を削減するという目標を達成しているが、新規の随意契約案件の抑制に引き続き努力する。</p> <p>引き続き一者応札となっている案件については、事業内容の特殊・専門性が高く、市場規模が狭いことから、直ちに改善できない面もあるが、今後、これまでの取組を拡充する等の検討を今後とも進める。</p>	<p>引き続き見直しを進める。</p>
<p>【調達の適切性、透明性及び競争性の確保するための取組内容】</p>					
<p>○競争参加資格要件の審査及び緩和</p> <p>上記の見直しや参加可能な競争参加資格の拡大等により、要件の緩和を図る。</p>	<p>総合評価落札方式による入札や企画競争においては、提案書の審査の中で事業者の能力等を評価できるため、競争参加資格として、事業者及びその管理技術者の実績や資格といった要件を原則設けないこととしているが、引き続き厳格に適用した。</p> <p>最低価格落札方式による入札については、必要により競争参加資格を設定するに際しては、(ア)あくまで業務の履行を担保する観点から見て合理的かつ最低限のものとする(入札・企画競争に参加しようとする事業者を複数者確保できるものとする)、(イ)誰もが客観的に判断することができる要件とすること、(ウ)事業者において証明資料が容易に用意できる内容とすること、とする取扱いを引き続き厳格に適用した。</p>	<p>調達案件ごとに複数者が入札に参加することが期待される。</p>			<p>引き続き取組を進める。</p>
<p>○準備期間の確保</p> <p>公告時期の前倒しや公告期間を通常より延長する等して、新たに参入しようとする事業者は、事前の準備期間の確保を図る。</p>	<p>公告期間は、真に緊急の場合を除き、原則10日間以上を確保することとし、また、総合評価落札方式や企画競争方式においては、提案書や企画書の提出期限を公告から20日間以上後とするとの運用を引き続き厳格に適用した。</p> <p>また、入札公告と併せて、仕様書などを含む入札・企画競争説明書を環境省ホームページに掲載することにより、誰もがいつでも簡単に入札・企画競争説明書を入手することができる取組を引き続き厳格に適用した。</p>				
<p>○仕様の明確化</p> <p>業務内容がより明確となるよう、仕様書等を見直す。</p>	<p>事業者において適正な入札価格を算出しやすくするとともに、業務に必要な人員を含む執行体制を確定させるなど業務を確実に履行できるかどうかのリスクをなくするため、仕様書に記載される業務内容をできる限り具体化・明確化することを徹底する。</p> <p>また、業務内容が複雑なものについては、仕様書に業務を実施する上で必要な文献・報告書等を示すこととした。</p>				
<p>○報告書等の積極的な開示</p> <p>過去の同業務の報告書等を積極的に開示し、新たに参入を検討している事業者が容易に業務内容等が把握できるようにする。</p>	<p>前年度の業務実績を踏まえ業務を実施するものについては、仕様書において、前年度の成果報告書等が閲覧できること及び閲覧場所を明示することを徹底した。</p>				

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
			目標の達成状況		
〇競争性のない随意契約の審査 契約委員会において、随意契約との必要性に加え、競争性の確保の余地、業務が一体不可分か(業務を分けて、一部の業務を競争性のある契約とできないか)等について事前審査を行う。また、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会において事後審査を行う。	少額随意契約を除く、すべての随意契約について、契約委員会において事前審査を実施した。	随意契約とすることの適切性の確保が図られた。			引き続き、契約委員会での個別の事前審査を進めるとともに、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会において事後審査を行う。
出張旅費の効率化 割引やパック商品等を積極的に活用する。	本省の国内出張に係るパック商品の利用のため、パック商品やチケットの手配等に係る業務について企画競争方式により発注した。 また、パック利用における手続に係るマニュアルを整備し、省内に通知した。	パック商品が販売されている旅程については、原則利用することとしたことにより、各出張に係る経費の節減が図られた。 また、キャンセル料が発生した場合の対応等を含めたマニュアルを整備することにより、職員が積極的にパック商品を利用できる状況を構築できた。	○	旅費の不足により抑制せざるを得ないはずであった出張が、経費の節減でより多く行うことができたことで旅費の有効的な活用となった。	引き続き国内出張においてパック商品の利用を推進する。
クレジットカード決済の試行 公共料金の支払い等においてクレジットカード決済の活用について試行を実施する。試行は、一部の地方支分部局等において先行して実施することとする。	一部地方支分部局等での先行導入に向け、クレジット会社から手続等について聴取するとともに、具体的な活用方策等を検討しているところ。	クレジットカード導入による事務の軽減より、導入にあたっての事務量の増加が見込まれること、また、支払手続の変更に伴う事務の煩雑化が見込まれることから、今年度の導入は見送ることとした。	-	-	クレジットカード決済方式の導入に伴う事務量の増減等を踏まえつつ、引き続き導入について検討する。
人事評価への反映 行政コスト削減に関する評価項目を人事評価に追加する。	本省課室長クラスの者については、コスト意識をもって業務を進めるとを評価の一項目として設定している。	本省課室長クラスの者が、コストに対する意識を有して指揮命令を行うことにより、課室全体の行政コストの削減に繋がる。	○	意識的に削減に努めた場合と、結果的に削減に寄与した場合を区分する等、公平を期すためには慎重な評価が必要。	引き続きコスト意識に係る評価項目を設定するとともに、適切な評価を行う。
身近な行政コストに関する職員への周知 身近な行政コスト(カラーコピーとモノクロコピーの1枚当たりの費用の対比、時間当たりの照明使用による電気料等)を省内に掲示する等して、職員に対する周知を行い、無駄なコストの発生防止を図る。	コピー用紙の使用状況について、平成22年度(平成23年度は震災の影響により基準値とならないため。)と対比した表にまとめ、毎月職員に周知している。	各職員に対し、使用状況の周知を行うことで、無駄な使用の抑制に繋がった。	○	よりコスト面について意識させる周知の方法について、検討が必要。	前年度と比し、使用量を削減することを目標として、引き続き取組を実施する。
進捗把握・管理等 上半期終了後に契約の進捗状況等について評価することとし、また、年度終了後に計画の達成状況や調達の具体的な改善状況等について評価を行うこととする。	本結果報告のとおり。	-	○	-	計画の進捗状況等を把握した上で、計画の推進を図る。
推進体制の整備 本計画を推進するため、大臣官房会計課及び各部署の職員により構成する調達改善推進チームを設置する。	大臣官房会計課及び各部署の職員により構成する調達改善推進チームを設置した。	各部署の契約の進捗状況の管理等を行っている他、調達に係る改善方策等についての検討を進めた。	○	復興特会等による予算規模の急激な拡大や新規事業の急増等により、契約手続に遅れが生じたものがあつた。	復興特会等予算の急激な増加があるが、年度当初より計画的に執行が行えるよう努める。
物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会の活用 問題点の抽出、取組に関する監視、指導、助言等の観点から、外部有識者によって組織されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会及び入札監視委員会の意見を求める。	平成24年6月19日に入札監視委員会を開催し、平成23年度における工事等の契約について審査を受けた。 また、同年6月29日に物品・役務等に係る契約監視等委員会を開催し、公益法人向け支出について審査を受けた他、同年10月29日には平成23年度における物品・役務等に係る契約全般を対象とした審査を受けた。	入札監視委員会から、一者応札や不落随契が多くあることから、周知(公告)の方法や参加資格条件の設定等について検討し、競争参加者を増やす努力をするよう提案があつた。	○	-	委員会からの意見を踏まえ、競争参加者が増えるよう、公告等において以下の取組を行うよう会計課長通知を发出した。 ・公告を環境省ホームページに掲載し、また、併せて仕様書や事業概要を掲載することで事業内容の把握を容易にする。 ・入札説明書等の競争参加の必要書類を、ホームページへの掲載や郵送での交付に対応することにより事業者の負担軽減を図る。

平成24年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果

外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称：環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 森嶋昭夫委員長（名古屋大学名誉教授）からの意見聴取
開催日時：平成25年5月28日13：30～14：40

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○ 調達改善の目標について、「適切性」、「透明性」、「競争性」という指標が掲げられているが、それぞれの主旨が必ずしも明確でない。特に「適切性」については、コスト削減の側面ばかりが強調されているが、「適切性」という場合、調達対象の物品やサービスが、調達目的にとって、最も有効に機能しうるかどうかの観点から評価することが不可欠である。単に「安いから」等の理由で調達すべきではなく、常に調達目的との関係で、他のより適切な選択肢がないか検討すべきで、そのための評価基準が必要ではないかと考える。</p>	<p>○ 質の高い調達目的の確保と価格競争によるコスト削減の両立については多くの課題があるが、総合評価落札方式の活用を工夫する等今後その方策を検討してまいりたい。</p>
<p>○ 政府の調達には、政策的な配慮があってしかるべきと考える。例えば、環境省は、グリーン購入法を制定し、グリーンな物品やサービスの購入を政府、地方公共団体、更には民間にも勧めていることから、グリーン購入についてより具体的な取り組みを盛り込む等、コストカットだけでなく、調達改善計画に政策的な配慮を行う必要があると考える。</p>	<p>○ グリーン購入等の政策的配慮についても、価格競争によるコスト削減と調和を図りながら、仕様書に明示する等今後ともより具体的な方策を検討してまいりたい。</p>

○ 環境行政の実施においては、専門的な知見や技術を有する民間団体・研究所の協力が不可欠であるから、形式的に複数の事業者を参入させることよりも、どのような分野でどのような事業者が優れた知見や技術を有しているのか、常に最先端の情報を保有し、必要に応じて最適な事業者に委託できる体制を作っておく必要があると考える。その際、第三者のチェックを受ける等より透明性の確保が重要である。

○ 総合評価落札方式や企画競争に付す場合において、応募業者が適格性の高い事業者かどうか情報を収集する努力を絶えず行うとともに、その評価において第三者のチェックを導入する等客観性・透明性を高めてまいりたい。

平成24年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果

外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称：環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 野村豊弘委員長代理（学習院大学教授）からの意見聴取
開催日時：平成25年5月29日14：00～15：00

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○ 調達の実施に当たっては、常に外部の目が光っていることを意識して行うようさせることで、ある意味適度なプレッシャーを与え続けることが重要である。</p>	<p>○ 調達改善計画の取り組みを着実に実施するとともに、定期的に外部有識者により組織されている「環境省入札監視委員会」及び「環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会」の検証を受けることにより、より一層の客観性を担保していく。</p>
<p>○ 汎用性のある物品等の調達については、価格競争を促進していけばよいが、業務の特殊性等の理由で価格競争に付することが困難な事案、或いは価格競争に付しても特定の者しか応札できない事案もあるので、価格競争に付さないことの合理性が高い場合は、それを認めるという流れも省庁全体でできてきているような気がする。このような価格競争が働きづらい場合に、どのように公平（公正）性を担保していくかが、今後の重要な課題である。</p>	<p>○ 調達改善計画の取り組みを通じ、可能な限り価格競争を促していくと同時に、環境省内部の「契約委員会」を通じ、価格競争に付しがたい案件についても、公平（公正）性が担保されているか、その理由に十分な合理性があるかどうか等厳正な事前検証を行っていく。</p>